

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………（環境局総務部環境政策課）…一

○都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…五

告示（選）

○東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………六

○東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………六

○東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………六

公告

○都市計画の案…（都市整備局都市基盤部街路計画課）…六

告示

●東京都告示第九百七十一号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第四十八条の規定に基づき、国立都市計画道路三・三・十五号中新田立川線（国立市谷保―富士見台四丁目間）建設事業について、環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月十四日

東京都知事 小池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲

国立市 矢川三丁目、石田、青柳、谷保字上峯下及び富士見台四丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
東京都

東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

三 対象事業の名称及び種類

国立都市計画道路三・三・十五号中新田立川線（国立市谷保―富士見台四丁目間）建設事業

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、国立市泉一丁目（府中市境）を起点とし、国立市富士見台四丁目（立川市境）を終点とする延長約

二・三キロメートルの都市計画道路である「国立都市計画道路三・三・十五号中新田立川線」のうち、国立市谷保を起点とし、国立市富士見台四丁目を終点とする延長約〇・五キロメートルの区間において、往復四車線の道路を整備するものである。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、生物・生態系、景観、自然との触れ合い活動の場及び廃棄物について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

（一）期間

令和七年十月十四日から同年十一月十二日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

（二）時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

（三）場所

ア 国立市生活環境部環境政策課

国立市富士見台二丁目四十七番地の一

イ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

（一）提出方法

持参、郵送又は電子申請サービス

記載事項

(二)

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和七年十一月二十七日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三ー八〇〇ー 新宿区西新宿二丁目八番一号

イ 電子申請サービス

入力先は、東京都環境局ホームページに掲載するホームページアドレス

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/

別記（原文のまま記載）	
環境に及ぼす影響の評価の結論	
事業の計画の内容等を勘案して、予測・評価項目を検討・選定し、現状調査を実施した上で対象事業の実施が環境に及ぼす影響の予測と評価の結論は、表 1 (1)から (5)までに示すとおりです。	
表 1 (1) 環境に及ぼす影響の評価の結論	
項目	評価の結論
大気汚染	《工事の完了後（自動車の走行）》 【自動車の走行に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度】 計画道路の供用時における計画道路端の二酸化窒素（NO ₂ ）の濃度（日平均値の年間 98％値）の最大値は 0.029ppm、道路ネットワークの整備完了時における最大値は 0.030ppm と予測しました。以上のことから、評価の指標とした環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づく二酸化窒素に係る環境基準（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）※1を満足します。 【自動車の走行に伴い発生する浮遊粒子状物質（一次生成物質）の大気中における濃度】 計画道路の供用時における計画道路端の浮遊粒子状物質（SPM）の濃度（日平均値の年間 2％除外値）の最大値は、0.026mg/m ³ 、道路ネットワークの整備完了時における最大値は 0.026mg/m ³ と予測しました。以上のことから、評価の指標とした環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）※2を満足します。
騒音・振動	《工事の施行中（施設の建設）》 【建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル】 計画道路の敷地境界における建設作業の騒音レベルの最大値は、一般部において 77dB、橋梁部において 78dB と予測しており、評価の指標とした「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「環境確保条例」といいます。）に基づく指定建設作業に適用する騒音の報告基準（80dB）を満足します。 【建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル】 計画道路の敷地境界における建設作業の振動レベルの最大値は、一般部において 67dB、橋梁部において 67dB と予測しており、評価の指標とした環境確保条例に基づく指定建設作業に適用する振動の報告基準（70dB）を満足します。 《工事の完了後（自動車の走行）》 【自動車の走行に伴う道路交通の騒音レベル】 計画道路の道路端における道路交通の騒音レベルの最大値は、計画道路の供用時に昼間 63dB、夜間 60dB、道路ネットワークの整備完了時に昼間 67dB、夜間 63dB と予測しました。以上のことから、評価の指標とした環境基本法に基づく騒音に係る環境基準（平成 10 年環境庁告示第 64 号。昼間 70dB 以下、夜間 65dB 以下）を満足します。 【自動車の走行に伴う道路交通の振動レベル】 計画道路の道路端における道路交通の振動レベルの最大値は、計画道路の供用時に昼間 48dB、夜間 48dB、道路ネットワークの整備完了時に昼間 49dB、夜間 49dB と予測しました。以上のことから、評価の指標とした環境確保条例に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準（第 1 種区域：昼間 60dB 以下、夜間 55dB 以下）を満足します。

※ 1

1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下、予測結果の日平均値の年間 98％値（年間における 1 日平均値のうち、低い方から 98％に当たる値）が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下の場合、環境基準を満足したと評価します。

※ 2

1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³ 以下、予測結果の日平均値の年間 2％除外値（年間における 1 日平均値のうち、高い方から 2％に当たる値）が 0.10mg/m³ 以下の場合、環境基準を満足したと評価します。

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
《工事の施行中（施設の建設）》	《橋梁部の工事に伴う周辺水域における水質の変化の程度》 「橋梁部の工事に伴う周辺水域における水質の変化の程度」については、計画道路は矢川を橋梁構造（車道橋及び人道橋）で通過します。車道橋については、矢川水路部の外側に橋台を設置する計画としており、矢川の流水部の改変を行わないため、矢川の水質に影響を与えません。人道橋については、桁設置に当たって矢川の水路側壁や法面の一部を撤去する計画ですが、濁水を生じさせるような施工は行わない計画としており、矢川の水質に影響を与えません。 なお、橋梁部の準備工（整地）に当たっては、矢川流水部付近の地面をシート被覆する等により土砂や木くずの流出の抑制に努めます。 これらのことから、橋梁部の工事に伴う周辺水域の水質変化の程度は小さく、矢川の水質は、現況と同程度であると予測します。 以上のことから、計画道路の橋梁部の工事に伴う周辺水域の水質変化の程度は、評価の指標とした「水質等の状況を悪化させないこと」を満足します。
水質汚濁	《工事の完了後（施設の存在）》 《橋梁部の存在による水生生物の生息（育）環境としての水質の変化内容及びその程度》 「橋梁部の存在による水生生物の生息（育）環境としての水質の変化の程度」については、計画道路の雨水は路面排水施設を経由して公共下水道へ排出するため、矢川には排出しません。また、計画道路は矢川との交差点を橋梁構造とし、矢川の流水部を改変しない計画であることから、矢川の水質に影響を与えません。 これらのことから、橋梁部の存在による水生生物の生息（育）環境としての水質の変化の程度は小さいものと予測します。 以上のことから、橋梁部の存在による水生生物の生息（育）環境としての水質の変化の程度は、評価の指標とした「水質等の状況を悪化させないこと」を満足します。

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
	《工事の施行中（施設の建設）》 【工事の施行に伴う生物・生態系の変化の内容とその程度】 植物群落については、工事の施行中にクヤキ居敷林の一部が改変されますが、その改変面積は小さく、周辺環境に分布する植物群落の構成要素及び構成割合にほとんど変化はないため、植物群落の多様性への影響は小さいと予測します。 陸上植物の注目される種については、ヤナギモが確認されましたが、矢川の流水部の改変は行わないことから、その影響は小さいと予測します。 陸上動物の注目される種については、哺乳類のキツネ、鳥類のカワセミ等、は虫類のニホンカマキリ等、両生類のニホンアカガエル等及び昆虫類のオオアメンボ等が確認されましたが、それらの生息環境がほとんど変化しないことから影響は小さいと予測します。 水生生物の注目される種については、付着藻類のダンスイニベニダラ等、魚類のアブラハヤ等及び底生動物のヤマシジミ属が確認されましたが、矢川の流水部の改変は行わないことから、矢川の水質及び水生生物の生息環境への影響は小さく、水生生物の注目される種への影響は小さいと予測します。 陸水域生態系については、工事の施行に伴う各生物群への影響は小さく、環境類型区分ごとの消失が小さいことから、その影響は小さいと予測します。等の環境保全のための措置を適切に講じることにより、生物・生態系への影響は可能な限り抑制されることが考えられます。 以上のことから、評価の指標とした「生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼさないこと」を満足します。
生物・生態系	《工事の完了後（施設の存在）》 【計画道路の存在に伴う生物・生態系の変化の内容とその程度】 植物群落については、工事の完了後に、植物群落の構成要素及び構成割合に大きな変化はなく、植物群落の多様性への影響は小さいと予測します。 陸上植物の注目される種については、矢川での主たる分布域は計画道路より上流に位置していることから、その影響は小さいと予測します。 陸上動物の注目される種については、工事の完了後も移動経路が確保されること、生息環境の構成割合の変化は小さいことから影響は小さいと予測します。 水生生物の注目される種については、橋梁部により被陰される範囲にはほとんど耐陰性の高い付着藻類が生育していること、魚類や底生動物の生息環境である矢川の流水部の改変は行わないことから影響は小さいと予測します。 緑の量については、工事の完了後に計画道路（面積1,48ha）が出現し、緑の量の予測地域（計画道路内）の緑地は消失しますが、緑地のうち樹木被覆地及び農地の占有面積は計0,31ha、休耕は約0,6万㎡であり、また、計画道路には植樹帯を適切に配置するため、緑の量への影響は可能な限り抑制されたと考えられます。 陸水域生態系については、工事の完了後に計画道路が出現しますが、予測地域の環境構成要素（市街地、農地、草地、樹林、居敷林及び矢川）に大きな変化はなく、食物連鎖など生物の相互関係に著しい影響はないことから影響は小さいと予測します。 また、矢川の流水部の改変は行わない計画とする等の環境保全のための措置を適切に講じることにより、生物・生態系への影響は可能な限り抑制されたと考えられます。 以上のことから、評価の指標とした「生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼさないこと」を満足します。

結論と評価

項目	評価の結論
景観	《工事の完了後（施設存在）》 【計画道路の存在による主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】 計画道路周辺は現在、JR南武線から南側では2階建ての建物が多数を占め、3階建ての建物も点在しています。また、JR南武線から北側では集合住宅が立ち並んでおり、多様な用途が混在した地域景観となつています。事業の実施に伴い、これらの一部が改変されますが、計画道路内に植樹帯を設置するとともに、電線類の地中化を図り、快適な道路空間の確保に努めます。 これらのことから、主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度は小さいと予測しました。 以上のことから、評価の指標とした「景観の連続性に配慮しながら、快適性や個性（地域特性）の創出を工夫すること」を満足します。 【計画道路の存在による代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】 事業の実施に伴い、既存の建物、樹木、電柱、電線、ガードレール等が改変され、計画道路が出現することにより、眺望に変化が生じます。 しかしながら、計画道路内に植樹帯を設置することにより連続した新たな緑の創出を図ることを、また、電線類の地中化により視線を遮る電柱や電線を少なくし、周辺景観との調和を図ることから、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度は小さいと予測しました。 以上のことから、評価の指標とした「景観の連続性に配慮しながら、快適性や個性（地域特性）の創出を工夫すること」を満足します。

結論と評価の

項目	評価の結論
自然との触れ合いの場	《工事の完了後（施設 の存在）》 【計画道路の存在による自然との触れ合い活動の場の改変の程度】 「矢川の清流とヤマド湧水が出会う道」及び「雫木林のみち 矢川・青柳コース」については、これらのルートに交差して計画道路が出現しますが、「矢川の清流とヤマド湧水が出会う道」は全長約4.5km、「雫木林のみち 矢川・青柳コース」は全長約5.9kmであるのに対して、計画道路の幅員は28mであることから、改変の程度は小さいと予測します。 「谷保田圃の原風景を探して」については、このルータに交差して計画道路が出現しますが、「谷保田圃の原風景を探して」は全長約4.4kmであるのに対して、計画道路の幅員は33.7mであることから、改変の程度は小さいと予測します。影響の低減を図ります。 以上のことから、評価の指標とした「自然との触れ合い活動の場に著しい影響を及ぼさないこと」を満足します。 【計画道路の存在による自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度】 「矢川の清流とヤマド湧水が出会う道」及び「雫木林のみち 矢川・青柳コース」については、これらのルートに交差して計画道路が出現しますが、工事の完了後は計画道路の歩道及び近傍の交差点を利用して迂回路（約160m）を設けるため、歩行者の通行機能は確保されます。これにより、「散歩・ウォーキング」や「通過に利用」等の利用目的を満足することから、自然との触れ合い活動の場としての機能への影響は小さいと予測します。 なお、これらのルートと計画道路が交差する箇所においては、迂回せずに橋梁の桁下を通り抜けることが可能な橋梁及び市道の構造とすることができるとについて、「谷保田圃の原風景を探して」については、このルータに交差して計画道路が出現しますが、工事の完了後は計画道路の歩道等及び近傍の交差点を利用して迂回路（約280m）を設けるため、歩行者の通行機能は確保されます。これにより、「散歩・ウォーキング」や「通過に利用」等の利用目的を満足することから、自然との触れ合い活動の場としての機能への影響は小さいと予測します。 また、事業の実施に当たっては、環境保全のための措置を実施することで、影響の低減を図ります。 以上のことから、評価の指標とした「自然との触れ合い活動の場に著しい影響を及ぼさないこと」を満足します。

別図

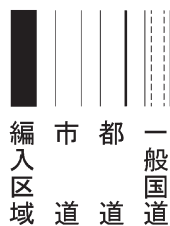
都道八王子城山線区域変更略図

八王子市台町一丁目地内

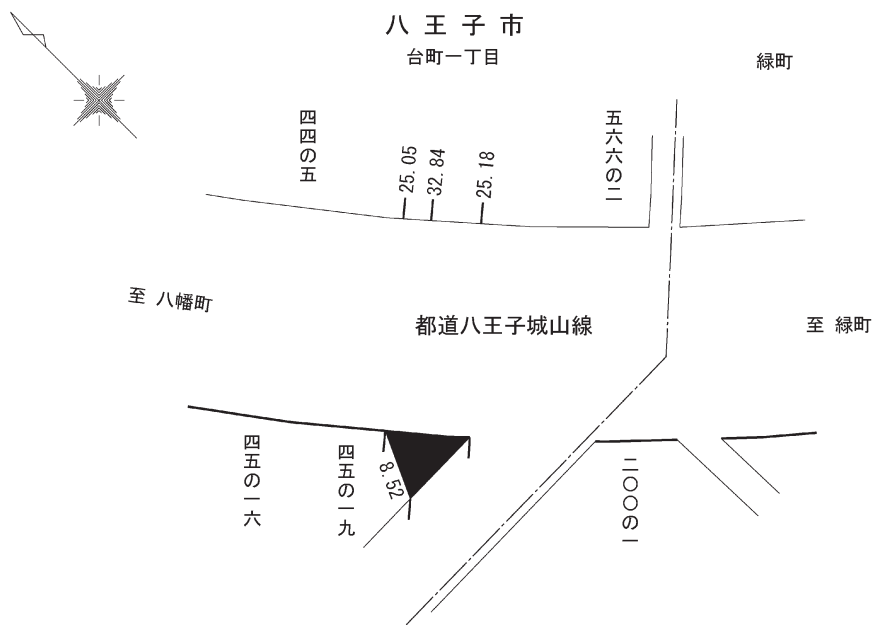
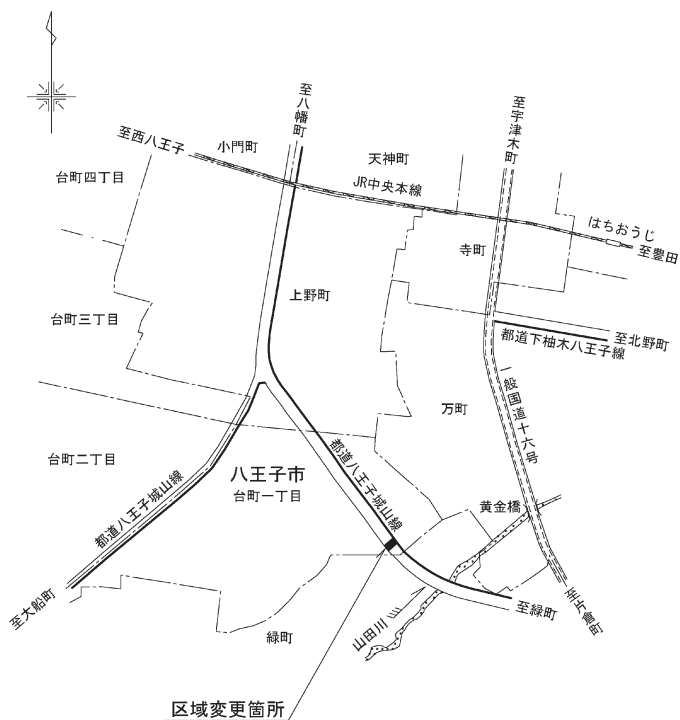
●東京都告示第九百七十二号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年十月十四日から起算して二週
間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和七年十月十四日
東京都知事 小池 百合子

一 路線名 八王子城山
二 変更の区間 八王子市台町一丁目四十五番十九地内
三 変更の概要 別図表示のとおり



延長 九・五六メートル
面積 三七・九八平方メートル



告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第百十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和七年十月十四日

東京都選挙管理委員会

一三二、六九六

●東京都選挙管理委員会告示第百十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和七年十月十四日

東京都選挙管理委員会

一、五四八、〇九九

●東京都選挙管理委員会告示第百二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を

超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和七年十月十四日

東京都選挙管理委員会

選挙区名 数

千代田区選挙区	18,359
中央区選挙区	49,692
港区選挙区	69,500
新宿区選挙区	91,526
文京区選挙区	62,494
台東区選挙区	59,233
墨田区選挙区	80,362
江東区選挙区	138,978
品川区選挙区	115,264
田黒区選挙区	79,009
大田区選挙区	171,200
世田谷区選挙区	196,454
渋谷区選挙区	64,508
中野区選挙区	95,037
杉並区選挙区	148,385
豊島区選挙区	77,007
北区選挙区	97,554
荒川区選挙区	57,921
板橋区選挙区	146,480

練馬区選挙区	170,639
足立区選挙区	162,526
板橋区選挙区	128,246
江戸川区選挙区	159,745
八王子市選挙区	145,419
立川市選挙区	52,089
武蔵野市選挙区	41,514
三鷹市選挙区	52,940
青梅市選挙区	36,911
府中市選挙区	72,772
昭島市選挙区	32,037
町田市選挙区	120,474
小金井市選挙区	34,658
小平市選挙区	53,900
日野市選挙区	52,778
西東京市選挙区	57,250
西多摩選挙区	67,753
南多摩選挙区	67,781
北多摩第一選挙区	85,618
北多摩第二選挙区	57,474
北多摩第三選挙区	90,264
北多摩第四選挙区	53,563
島部選挙区	6,473

公 告

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、国

立都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。 なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。 令和七年十月十四日 東京都知事 小 池 百合子 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域 国立都市計画道路 三・三・十五 追加する部分 号中新田立川 国立市大字谷保字上峯下及び富士線 見台四丁目各地下内 削除する部分 国立市大字谷保字上峯下及び富士見台四丁目各地下内 変更する部分 国立市泉三丁目、泉四丁目、泉五丁目、矢川三丁目、大字谷保字上峯下及び富士見台四丁目各地下内 追加する部分 三・四・五号 追加する部分 立川青梅線 国立市富士見台四丁目地内 削除する部分 国立市富士見台四丁目、大字石田字鶉久保、大字谷保字上峯下、青柳一丁目及び立川市羽衣町三丁目各地下内 変更する部分 国立市富士見台一丁目、富士見台二丁目、富士見台三丁目、富士見台四丁目、大字石田字鶉久保、大字谷保字上峯下、青柳一丁目、青柳三丁目及び立川市羽衣町三丁目各地下内		二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）並びに国立市役所及び立川市役所 三 縦覧期間 公告の日から二週間 四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七
号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

